開催日時

2024年12月23日（月曜日）
午前11時（午前10時30分受付開始）

開催場所

東京都港区虎ノ門四丁目１番１３号
Prime Terrace KAMIYACHO ２階

目次

第13回定時株主総会招集ご通知…… 1

事業報告 …… 4
計算書類 ……21
個別注記表 ……24
監査報告書 ……33

株主総会参考書類 ……38
第１号議案　取締役４名選任の件 …38
第２号議案　監査役２名選任の件 …41
第３号議案　補欠監査役１名選任の件 …44

MIRAIWORKS

第13回定時株主総会招集ご通知

株式会社みらいワークス
証券コード6563

証券コード6563
2024年12月６日
（電子提供措置の開始日　2024年11月29日）

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目１番13号２階
株式会社みらいワークス
代表取締役社長　岡本　祥治

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://mirai-works.co.jp/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして頂き、銘柄名（みらいワークス）又は証券コード（6563）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年12月20日（金曜日）午後６時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2024年12月23日　（月曜日）午前11時

2. 場　　所　東京都港区虎ノ門四丁目１番13号
Prime Terrace KAMIYACHO ２階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項　第13期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件

第２号議案　監査役２名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

4. 議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月20日（金曜日）午後６時30分までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.net-vote.com/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2024年12月20日（金曜日）午後６時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、ＱＲコードにより直接議決権の行使が可能です。（詳細は、３ページをご参照ください。）

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1．議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕　https://www.net-vote.com/

議決権の行使期限は、2024年12月20日（金曜日）午後６時30分までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2．インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用ＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「ログインＩＤ」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3．ログインＩＤ及びパスワードのお取扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されているログインＩＤ及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4．ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

(3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】
株式会社アイ・アール ジャパン　証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕０１２０－９７５－９６０
〔受付時間〕午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

事　業　報　告

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

1．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、コロナ禍からの経済活動正常化やインバウンド需要の増加により、個人消費や設備投資を中心に緩やかに持ち直しの動きがみられる状況となりました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高騰による物価上昇、円安の進行、ロシア・ウクライナ情勢の長期化により、依然として先行きは不透明であります。

このような環境の中で、首都圏を中心とした人材不足及び働き方改革への関心の高まり、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、地方創生の促進を背景に、当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業は受注を拡大し、売上高は成長を続けております。

当社では、プロフェッショナル・エージェント事業を主軸事業とし、付随事業としてWebプラットフォーム・サービス、ソリューション提供サービスを展開しております。

プロフェッショナル・エージェント事業においては、顧客企業から委託された業務について次の二つの方法で遂行しております。

主に、当社が受託した業務を業務受託契約に基づいて、プロフェッショナル人材向けの人材登録システム「FreeConsultant.jp」に登録のあるプロフェッショナル人材へ再委託する方法で遂行しております。

その他、当社が受託した業務を人材派遣契約に基づいて、同じく「FreeConsultant.jp」に登録のあるプロフェッショナル人材を当社が有期雇用し、顧客企業へ人材派遣をする方法で遂行しております。

また、「コンサル転職への挑戦をサポート」をキーワードに、20-30代向けの転職支援サービス「ConsulNext.jp」（コンサルネクスト）も展開しております。

Webプラットフォーム・サービスにおいては、社会課題である東京一極集中の是正を目指して、首都圏のプロ人材と地方の企業の間での副業・転職マッチング・サービスの提供を行っております。

副業マッチング・サイト「Skill Shift」においては、都市部人材の持つ業務スキルによる地方企業の経営課題の解決を目指して、地域金融機関や自治体と連携して、地方企業へ副業人材を紹介しております。

転職マッチング・サイト「Glocal Mission Jobs」「Glocal Mission Times」においては、都市部プロ人材に対して、地方での働き方や地方企業に関する情報発信を通じ地方への興味喚起を行い、魅力ある地方優良企業の経営幹部ポジションなどの転職先を紹介しております。

加えて、プロ人材の転職力を拡張するための情報提供メディアである「FIND CAREERS」を運営し、人生100年時代におけるみらいの働き方をサポートする情報提供プラットフォームを目指しております。

ソリューション提供サービスにおいては、プロフェッショナル・エージェント事業及びWebプラットフォーム・サービスで蓄積したノウハウを活用し、大企業や自治体に対してソリューションの提供を遂行しております。現在、以下の３つのサービスを展開しております。

一つ目は「みらRe-skilling・サービス」で、社員のウェルビーイング向上・人的資本経営推進を目的とするリスキリング推進を支援しております。

二つ目は「イノベーション・サポート・サービス」で、企業・自治体が進めるイノベーションの推進を社内外の人材を活用することで支援しております。

三つ目は「みらいインキュベーション・サービス」で、起業を志すプロフェッショナル人材や、成長段階にある企業に対し資金面を含めた総合的な支援を行っております。

これら事業推進の結果、特にプロフェッショナル・エージェント事業の売上高に関連する各種KPI（契約数、直接営業人員数、大手企業取引数等）が順調に推移したことで、当事業年度の売上高は10,608,091千円となりました。

また、利益面に関しても、プロフェッショナル・エージェント事業における売上総利益率向上の取組が進展したことで、営業利益は573,401千円となりました。一方、2024年４月に吸収合併を行った株式会社ハイブの抱合せ株式消滅差損112,211千円及び減損損失178,303千円を特別損失として計上したことにより、当期純利益は66,508千円となりました。

なお、当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業を中心とした様々な事業を展開しておりますが、経済的特徴が概ね類似していること等から、セグメント別の記載はしておりません。

(注) サービス名は商標又は登録商標です。

(2) 資金調達の状況

当事業年度中に実施した資金調達の状況は以下のとおりであります。

① 新株発行による資金調達

該当事項はありません。

② 借入による資金調達

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における主要な設備投資は、FCwebプラットフォーム構築に伴う設備投資20,000千円であります。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2024年４月１日付けで連結子会社の株式会社ハイブを吸収合併し、同社が営んでおりましたクリエイターのキャリアに特化した各種メディアの運営事業に関する全ての権利義務を承継しております。

(5) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

① 事業ポートフォリオの最適化

既存事業であるプロフェッショナル・エージェント事業においては、紹介や人脈による営業を主として展開してきましたが、事業の拡大及び「Skill Shift」や「Glocal Mission Jobs」といったWebプラットフォーム事業やこれまでの雇用・フリーランス・副業等の多様な働き方の人材・クライアント双方の支援実績、セカンドキャリア事例、新規事業プロジェクト支援実績等のノウハウをもとに展開するソリューション事業を開始したことにより、その営業手法も多様化させていく必要があります。

また、複数のマッチングサービスを行っていくうえで、既存サービスと新規サービス間の登録者とクライアントの流動が進み、その対応が必要となると考えております。

全社売上高の柱となっているプロフェッショナル・エージェント事業、高い利益率の見込めるWebプラットフォーム事業及びソリューション事業で構成される事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、売上・利益双方の最大限の成長を目指してまいります。

② 生産性の向上と仕組化

現状、当社のビジネスモデルが特異であるため即戦力人材を採用することは困難であり、新規に採用した営業人員の戦力化まで、6ヶ月ほどを要しております。これについて、ノウハウの共有、データ蓄積とファクトデータによる業務遂行など、より仕組化を強化し、経営管理の情報把握のスピードを上げ、マネジメントのスピードアップに繋げてまいります。

また、デジタル化に対応する人材に注目が集まり、引き続き大企業でのDX（デジタルトランスフォーメーション）推進を背景に、当社内のDX化を推し進めてまいります。その他、働き方の変化に伴い、情報セキュリティ保護の進化をしてまいります。

③ 登録プロフェッショナル人材の確保とエンゲージメントの強化

当社の事業拡大のためには、プロフェッショナル人材の確保が必要不可欠となります。PR活動やWebマーケティングを中心に、当社への登録を行うプロフェッショナル人材数を増やす施策を引き続き実施してまいります。また、プロフェッショナル人材が、雇用、副業、独立、離職（リカレント教育等）といった多様な働き方を実践し、ライフステージの変化に応じて働き方を選択していくうえで、当社が選ばれ続けるようプロフェッショナル人材とのエンゲージメントの強化を図ってまいります。

④ マッチング方法の変化と仕組みの強化

クライアントと登録プロフェッショナル人材のマッチングについて、当社社員が全てに介在して、1件ずつ手厚く対応をしており、その業務工数が多大となっております。

また現状、高単価案件を扱うプロフェッショナル人材の領域では、Web上でのマッチングを成立させることが、クライアントと登録プロフェッショナル人材の双方の意識や商習慣により困難とされていますが、将来的には変化し、この領域においても、Web上でマッチングが成立する時代がくると考えております。

当社は、これまで蓄積してきたプロフェッショナル人材領域におけるマッチングノウハウを活用し、既存ビジネスであるプロフェッショナル・エージェント事業において、プロフェッショナル人材が自ら案件情報を確認し直接応募ができる仕組みを導入し、「FreeConsultant.jp」のサイトリニューアルを実施するなど、今後も継続的に機能の強化を行ってまいります。

⑤　営業人員の増員と優秀な社員の確保

主力事業であるプロフェッショナル・エージェント事業においては、売上高に直結する契約数を増加するために、営業効率の改善を図るだけでなく営業人員数を増加させていく必要があります。新規採用を継続的に行っていくことに加えて、多様な働き方を積極的に取り入れ、経営理念に共感する優秀な社員を確保してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区　分	第10期 2021年９月期	第11期 2022年９月期	第12期 2023年９月期	第13期 2024年９月期
売上高（千円）	4,907,450	6,352,796	8,358,621	10,608,091
営業利益（千円）	232,835	112,526	291,474	573,401
経常利益（千円）	215,497	126,679	313,763	583,028
当期純利益（千円）	142,756	39,252	192,712	66,508
１株当たり当期純利益（円）	28.22	7.80	37.69	12.65
純資産（千円）	973,177	936,930	1,214,898	1,300,306
総資産（千円）	1,824,035	2,187,693	2,761,904	3,320,161
１株当たり純資産（円）	191.04	187.38	232.35	244.99

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。
2. 2020年12月18日付で１株につき４株の割合で株式分割を行っております。上記では2021年９月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社は、子会社の株式会社ハイブを2024年４月１日付けで吸収合併したため、当事業年度末において子会社はありません。

(8) 主要な事業内容

事　　業	主 要 製 品
プロフェッショナル・エージェント事業	プロフェッショナル人材向けサービス事業。 当社に登録しているプロフェッショナル人材を顧客企業へ人材派遣を行う事業。 基幹システム開発、戦略策定やPMO及びIT、業務改善コンサルティング等。

(9) 主要な営業所及び従業員の状況

① 営業所（2024年９月30日現在）

名称	所在地
東　京　本　社	東京都港区
関　西　支　社	大阪府大阪市
九　州　支　社	福岡県福岡市
東　北　支　社	宮城県仙台市
甲　信　越　支　社	長野県塩尻市

② 従業員の状況（2024年９月30日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
160名	36.5歳	2年4ヶ月

（注）従業員数は、有期雇用契約社員及び派遣社員28名（年間の平均人員）を含んでおりません。

(10) 主要な借入及び借入額（2024年９月30日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　16,000,000株

（2）発行済株式の総数　5,345,000株

（3）当事業年度末の株主数　1,722名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
岡本　祥治	2,777,500	52.33
株式会社ＳＢＩ証券	211,900	3.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	195,700	3.68
清板　大亮	146,800	2.76
五味　大輔	87,700	1.65
久納　克宣	64,900	1.22
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	63,000	1.18
前田　信男	62,100	1.17
品川　広志	60,000	1.13
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	59,200	1.11

（注）上記のほか、自己株式が37,368株あります。持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第１回新株予約権	第２回新株予約権
新株予約権の数	2個	37個
保有人数 当社取締役及び監査役（社外役員を除く）	１名 （取締役：１名）	１名 （取締役：１名）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式40,000株	当社普通株式7,400株
新株予約権の発行価額	225円	225円
新株予約権の行使期間	自　2017年６月25日 至　2025年６月24日	自　2018年４月１日 至　2025年３月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（相談役、顧問契約者を含む）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 2016年３月18日付で、普通株式１株につき100株、2017年11月２日付で、普通株式１株につき50株、2020年12月18日付で１株につき４株の割合で株式分割を行っております。上記では当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2024年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職
代表取締役	岡　本　祥　治	社長 ㈱オンサイドパートナーズ　代表取締役
取　締　役	池　田　真樹子	コーポレート部長
取　締　役	中　田　康　雄	㈱中田康雄事務所　代表取締役 一般社団法人スマート・テロワール協会　代表理事兼会長
常勤監査役	亀　村　　明	㈱ドラEVER　社外監査役
監　査　役	品　川　広　志	弁護士法人エムパートナーズ代表社員（弁護士） 星野リゾート・リート投資法人　監督役員 ㈱インフキュリオン　社外監査役 ㈱アデランス　社外監査役 キッズウェル・バイオ㈱　社外監査役 ESRリート投資法人　監督役員 ㈱メトセラ　社外監査役
監　査　役	本　行　隆　之	シロウマサイエンス㈱　取締役 のぞみ監査法人　代表社員 日本ホテル&レジデンシャル投資法人　監督役員 ㈱Stand by C京都　代表取締役 ㈱NHKビジネスクリエイト　社外監査役 ㈱NHKアート　社外監査役 ㈱インフキュリオン　社外監査役 税理士法人Stand by C　代表社員 NE㈱　社外監査役

（注）1. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮﨑真樹子であります。
2. 取締役中田康雄氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役品川広志氏及び本行隆之氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役本行隆之氏は、公認会計士のため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役中田康雄氏、監査役品川広志氏及び本行隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年６月24日開催の臨時株主総会において、年額金80百万円以内（うち、社外取締役16百万円以内）と決議されております（使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。2022年12月23日開催の株主総会において、非金銭報酬として譲渡制限付株式の年額80百万円以内として決議しております。取締役の報酬の基本報酬として固定報酬と非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うとしております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は2名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年12月22日開催の定時株主総会において、年額金40百万円以内（うち、社外監査役30百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で代表取締役社長の岡本祥治に一任し、代表取締役社長の岡本祥治は、各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	35百万円（3百万円）	25百万円（3百万円）	—	9百万円（—）	3（1）
監査役（うち社外監査役）	14百万円（6百万円）	14百万円（6百万円）	—	—	3（2）
合　計	49百万円（9百万円）	40百万円（9百万円）	—	9百万円（—）	6（3）

（注）1. 当事業年度末における取締役は３名、監査役は３名であります。
2. ストックオプションによる報酬は含んでおりません。
3. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員です。被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が補填するものであり、１年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、違法に利益又は便宜を得たことに起因する場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則等に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合等は免責事項としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役　中田康雄氏

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

㈱中田康雄事務所代表取締役、一般社団法人スマート・テロワール協会代表理事兼会長であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況

（イ）取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100％であり、重要事項の質疑をはじめ、必要に応じ経営者としての専門的見地から発言を行い、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。

（ロ）当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

② 社外監査役 品川広志氏

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

弁護士法人エムパートナーズ代表社員、星野リゾート・リート投資法人監督役員、㈱インフキュリオン社外監査役、㈱アデランス社外監査役、キッズウェル・バイオ㈱社外監査役、ESRリート投資法人監督役員、㈱メトセラ社外監査役であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況

（イ）取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であり、重要事項の質疑をはじめ、主に弁護士としての専門的な知見と豊富な経験より幅広い観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

（ロ）監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であり、取締役等の職務の執行状況についての報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行っております。

（ハ）当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

③ 社外監査役 本行隆之氏

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

シロウマサイエンス㈱取締役、のぞみ監査法人代表社員、日本ホテル&レジデンシャル投資法人監督役員、㈱Stand by C京都代表取締役、㈱NHKビジネスクリエイト社外監査役、㈱NHKアート社外監査役、㈱インフキュリオン社外監査役、税理士法人Stand by C代表社員、NE㈱社外監査役であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況

（イ）取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であり、重要事項の質疑をはじめ、主に公認会計士としての専門的な知見と豊富な経験より幅広い観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

（ロ）監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であり、取締役等の職務の執行状況についての報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行っております。

（ハ）当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

（注）当社の会計監査人でありましたＥＹ新日本有限責任監査法人は、2023年12月22日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

ⅰ　当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

（ⅰ）当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。

（ⅱ）当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

（ⅲ）当社の取締役会は、取締役の職務執行について監視・監督を行う。

（ⅳ）当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

（ⅴ）当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

ⅱ　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ⅰ）当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

（ⅱ）当社は、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規則に基づき、また「個人情報保護規程」を制定し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

ⅲ　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ）当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント活動を推進する。

（ⅱ）当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

（ⅲ）当社の内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

ⅳ　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）当社は、取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。

（ⅱ）当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

（ⅲ）当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を週１回以上開催する。

ⅴ　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

（ⅱ）当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、経営会議にて審議を行い、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。

（ⅲ）当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。

（ⅳ）当社の内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。

（ⅴ）当社の監査役は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

ⅵ　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ⅰ）監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。

（ⅱ）監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

（ⅲ）監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

vii　当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ⅰ）当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

（ⅱ）当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

viii　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

（ⅱ）当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。

（ⅲ）当社の監査役は、内部監査担当者の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

（ⅳ）当社の監査役は、監査法人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

ix　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

x　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

（ⅰ）当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対策規程」に則り、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。

（ⅱ）反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

ⅰ 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

ⅱ コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

ⅲ リスク管理体制

経営会議において、各部・チームから報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

ⅳ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2024年９月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,950,249	流動負債	2,019,854
現金及び預金	1,571,864	買掛金	1,403,120
売掛金	1,142,515	未払金	107,156
契約資産	172,375	未払費用	30,987
前払費用	52,948	未払法人税等	126,185
その他	10,545	未払消費税等	171,251
固定資産	369,911	契約負債	7,382
有形固定資産	65,919	預り金	105,565
建物	67,208	賞与引当金	67,930
工具、器具及び備品	20,162	その他	276
減価償却累計額	△21,451	負債合計	2,019,854
		純資産の部	
無形固定資産	172,313	株主資本	1,300,306
のれん	135,114	資本金	86,765
商標権	552	資本剰余金	387,227
ソフトウエア	36,646	資本準備金	228,848
		その他資本剰余金	158,378
投資その他の資産	131,678	利益剰余金	851,224
投資有価証券	0	その他利益剰余金	851,224
長期前払費用	29,535	繰越利益剰余金	851,224
繰延税金資産	51,421	自己株式	△24,910
敷金	50,720		
		純資産合計	1,300,306
資産合計	3,320,161	負債及び純資産合計	3,320,161

損　益　計　算　書

(自2023年10月１日　至2024年９月30日)

(単位：千円)

科　　目	金	額
売上高		10,608,091
売上原価		7,881,949
売上総利益		2,726,141
販売費及び一般管理費		2,152,740
営業利益		573,401
営業外収益		
受取利息	171	
経営指導料	5,346	
受取手数料	3,041	
助成金収入	1,250	
雑収入	1,904	11,714
営業外費用		
株式報酬費用消滅損	1,987	
雑損失	100	2,087
経常利益		583,028
特別損失		
投資有価証券評価損	29,699	
固定資産除却損	20,066	
抱合せ株式消滅差損	112,211	
減損損失	178,303	340,281
税引前当期純利益		242,746
法人税、住民税及び事業税	185,482	
法人税等調整額	△9,243	176,238
当期純利益		66,508

株主資本等変動計算書

(自2023年10月１日　至2024年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年10月１日残高	77,315	219,398	158,378	377,777	784,716	784,716
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	9,450	9,450		9,450		
当期純利益					66,508	66,508
事業年度中の変動額合計	9,450	9,450	―	9,450	66,508	66,508
2024年９月30日残高	86,765	228,848	158,378	387,227	851,224	851,224

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2023年10月１日残高	△24,910	1,214,898	1,214,898
事業年度中の変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)		18,900	18,900
当期純利益		66,508	66,508
事業年度中の変動額合計	―	85,408	85,408
2024年９月30日残高	△24,910	1,300,306	1,300,306

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことにより、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

プロフェッショナル人材向けサービス

顧客企業から業務委託、人材派遣、もしくは人材紹介という形態で案件を受注し、当社は登録者の中から適したプロフェッショナル人材を選定し、受注した業務委託を再発注、又は有期雇用契約を行うことで顧客の抱える経営課題に対し最適な解決方法でサポートするサービスです。履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

人材紹介サービス

中途採用を予定している顧客に対して、求人ニーズに応じて転職希望者を紹介するサービスです。履行義務は顧客へ紹介した人材が入社した時点で充足されるため、一時点で収益を認識しております。

ソリューションサービス

新規事業の立ち上げやオープン・イノベーション支援を蓄積されたノウハウとビッグデータを活用することでソリューションの提供を行うサービスです。履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、収益は、いずれのサービスも顧客との契約において合意された金額で測定しており、取引の対価は契約条件に従い、履行義務を充足した時点から概ね１年以内で支払いを受けていることから、重要な金融要素はありません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（５年）を見積もり、その見積期間に応じて均等償却しております。

2．会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

3．貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	850,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	850,000千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高　　18,465千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　5,345,000株

(注) 普通株式の数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行に伴う増加分であります。

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　37,368株

(注) 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得による増加分であります。

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　72,400株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
賞与引当金	27,267
投資有価証券評価損	17,191
減損損失	6,927
未払事業税	14,635
資産除去債務	1,334
その他	1,255
繰延税金資産小計	68,612
評価性引当額	△17,191
繰延税金資産合計	51,421

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。買掛金は、ほとんど２ヶ月以内の支払期日であります。投資有価証券は、非上場株式であり発行体の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

イ　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰り動向の把握・管理を行うとともに、当座貸越契約により手許流動性を安定的に維持・確保する体制で流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	0

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,571,864	—	—	—
売掛金	1,142,515	—	—	—
合計	2,714,380	—	—	—

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）
子会社	株式会社ハイブ	所有 直接 100%	資金の貸付、経営指導、事務所賃貸、役員の兼任	資金の貸付	23,151
				経営指導料	5,346
				出向負担金	13,035
				利息の受取	83

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．経営指導料及び出向負担金については、当社の運営費用及び業務内容を勘案し決定しております。

2．株式会社ハイブに対する資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

3．当社は2024年4月1日付で株式会社ハイブを吸収合併いたしました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引額を記載しております。

（2）役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）
役員及びその近親者	岡本祥治	52.33%	代表取締役	新株予約権の行使（注）	18,000

（注）第１回新株予約権（2015年６月24日臨時株主総会決議）のうち、当事業年度における新株予約権の行使について記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	合計
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	10,130,502
一時点で移転される財又はサービス	477,588
顧客との契約から生じる収益	10,608,091
その他の収益	―
外部顧客への売上高	10,608,091

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

１０．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	244円99銭
１株当たり当期純利益金額	12円65銭

１１．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

１２．減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
事業用資産	ソフトウェア	東京都港区	4,447
―	のれん	―	173,856

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

その結果、当事業年度において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループ１件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

また連結子会社の株式会社ハイブを当期に吸収合併しており、株式取得時に超過収益力を前提として計上したのれんについて、投資額の回収に不確実性が高いことから、未償却残高の全額を減損損失として計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零として評価しております。

１３．企業結合・事業分離に関する注記

（共通支配下の取引）

当社は、2024年１月29日開催の取締役会において、当社の100％子会社である株式会社ハイブを下記のとおり吸収合併することを決議し、同日付で吸収合併契約を締結し、2024年４月１日付で吸収合併いたしました。

（1）取引の概要

①　結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業　株式会社ハイブ

事業の内容　　クリエイターのキャリアに特化した各種メディアの運営

② 企業結合日
2024年４月１日
③ 企業結合の法的形式
当社を存続会社とし、株式会社ハイブを消滅会社とする吸収合併方式（簡易合併・略式合併）
④ 結合後企業の名称
株式会社みらいワークス
⑤ 取引の目的を含む取引の概要
当社は、『プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステムを創造する』というビジョンのもと、「人生100年時代」を実践する「未来の働き方」を支えるプラットフォームの創造を目指しており、当社のプロフェッショナル人材の多様な挑戦の機会創出に関わってきた実績と、株式会社ハイブ独自のクリエイターネットワークが掛け合わされることにより、クリエイターのキャリアの選択肢拡充に貢献でき、株式会社ハイブの目指す「クリエイターのキャリアと未来を切り開く」と当社ビジョン「プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステムを創造する」の双方の実現に繋がること、そしてデザイン経営（※）の重要性がますます高まる中で、当社のクライアント企業に対する多様なソリューションの提供の可能性が広がることから、2022年10月に株式会社ハイブの株式を取得し、連結子会社といたしました。株式会社ハイブは、クリエイターのキャリアと未来を広げるエンジンとなるべく、クリエイターに特化した転職メディア「MOREWORKS （https://www.moreworks.jp)」、国内トップクラスの制作会社のWEBデザインギャラリー「URAGAWA（https://uragawa.work)」を運営しております。
今後、当社が有する各種サービス及び経営基盤と、株式会社ハイブが培ってきた転職メディア等を融合させることで、組織運営の一体化による更なる事業拡大とブランド力の向上を実現し、管理コストの最適化を図るとともに、経営基盤の強化を進めることを目的として、本合併を行うことといたしました。
※ デザイン経営とは、デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法を言う。

(2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社みらいワークス
　取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　佐藤　　禎
指定社員
業務執行社員　　公認会計士　伊藤　宏美

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社みらいワークスの2023年10月１日から2024年９月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人　監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月20日

株式会社みらいワークス　監査役会
常勤監査役　亀村　明　㊞
監　査　役（社外監査役）品川　広志　㊞
監　査　役（社外監査役）本行　隆之　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため社外取締役１名を増員し、下記のとおり４名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び兼職の状況		所有株式数(株)
1 再任	おかもと　ながはる 岡本　祥治 (1976年８月28日生)	2000年７月 2005年７月 2007年９月 2012年３月 2019年10月 2023年11月	アンダーセン・コンサルティング㈱ (現アクセンチュア㈱)　入社 ㈱アイ・シー・エフ　入社 ㈱オンサイドパートナーズ　設立　代表取締役（現任） 当社設立　代表取締役社長（現任） ㈱スキルシフト　代表取締役 ㈱ハイブ　代表取締役	2,777,500
2 再任	いけだ　まきこ 池田　真樹子 (1978年８月24日生)	2001年４月 2005年１月 2009年４月 2013年７月 2013年10月 2015年７月 2017年２月 2018年12月 2019年10月	落合公認会計士事務所　入社 グローバル・ブレイン㈱　入社 ㈱イトクロ　入社 ㈱クロス・マーケティング　入社 ㈱クロス・マーケティンググループ出向 当社　入社 当社　経営企画部長 当社　取締役コーポレート部長（現任） ㈱スキルシフト　監査役	19,300
3 再任	なかた　やすお 中田　康雄 (1943年２月24日生)	1967年４月 1970年10月 1979年２月 2005年６月 2009年11月 2013年２月 2015年６月 2018年８月	宇部興産㈱　入社 三菱レイヨン㈱　入社 カルビー㈱　入社 同社　代表取締役社長　兼CEO、CIO就任 ㈱中田康雄事務所　設立　代表取締役(現任) 当社　顧問 当社　取締役（現任） 一般社団法人スマート・テロワール協会　代表理事兼会長（現任）	2,500

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び兼職の状況		所有株式数(株)
4 新任	あいざわ　としひこ 相澤　利彦 (1961年11月29日生)	1985年４月 1995年７月 1999年９月 2000年８月 2002年９月 2006年５月 2006年５月 2007年２月 2007年２月 2009年８月 2010年４月 2012年６月 2020年12月 2024年６月	コスモ石油㈱　入社 アンダーセン・コンサルティング㈱ (現アクセンチュア㈱)　入社 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン㈱　入社 アクセンチュア㈱　入社 同社　エグゼクティブパートナー ㈱ダイエー取締役 ㈱OMCカード取締役 ㈱エーエム・ピーエム・ジャパン　代表取締役社長執行役員 ㈱レックスホールディングス取締役 TSUNAGU・パートナーズ㈱　代表取締役（現任） グロービス経営大学院教授（現任） スパークスグループ㈱取締役 ㈱クオンタムリープフードイノベーション　代表取締役（現任） 日本信号㈱　社外取締役（監査等委員）（現任）	―

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡本祥治氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
3. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮﨑真樹子であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。
5. 取締役候補者のうち、中田康雄氏及び相澤利彦氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。中田康雄氏の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって、９年６ヶ月になります。当社は、中田康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6.（1）中田康雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営及び企業内情報システムに知見を有していることから、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献することを期待したためであります。
（2）相澤利彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はコンサル業界の経験及び経営大学院教授としての経験を豊富に有しているとともに、企業経営においても再生企業の社長としてのハンズオンな経験を有していることから、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化に貢献することを期待したためであります。
7. 当社と中田康雄氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。中田康雄氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、相澤利彦氏が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役の品川広志氏及び本行隆之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び兼職の状況		所有株式数(株)
1 再任	しながわ　ひろし 品川　広志 (1976年12月７日生)	2002年10月 2002年10月 2008年９月 2009年９月 2010年10月 2012年１月 2013年３月 2015年６月 2016年３月 2017年７月 2017年12月 2018年９月 2019年１月 2020年３月 2020年５月 2020年６月 2022年９月 2024年４月	弁護士登録 濱田松本法律事務所 Alston & Bird法律事務所　研修 モルガン・スタンレー証券㈱（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱）投資銀行本部　出向 森・濱田松本法律事務所 錦華通り法律事務所（現弁護士法人エムパートナーズ） 星野リゾート・リート投資法人　監督役員（現任） 当社　監査役（現任） ㈱再生医療推進機構（現㈱セルテクノロジー）　監査役 ㈱インフキュリオン・グループ（現㈱インフキュリオン）　監査役（現任） ESRリート投資法人　監督役員（現任） ㈱メトセラ　社外監査役 弁護士法人エムパートナーズ　弁護士（現任） ジャパンシステム㈱　社外取締役（監査等委員） ㈱アデランス　社外監査役（現任） ㈱ジーンテクノサイエンス（現キッズウェル・バイオ㈱）　社外監査役（現任） ㈱メトセラ　社外取締役(監査等委員) 同社　社外監査役（現任）	60,000

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び兼職の状況		所有株式数(株)
2 再任	ほんぎょう　たかゆき 本行　隆之 (1976年11月７日生)	1999年４月 2005年12月 2011年11月 2012年４月 2013年１月 2014年６月 2014年７月 2014年11月 2016年３月 2016年３月 2016年６月 2016年６月 2016年12月 2017年６月 2017年７月 2020年10月 2023年７月	センチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 ㈱KPMG FAS　入社 ㈱龍土町コンサルティング　代表パートナー ㈱Stand by C Advisory　取締役 シロウマサイエンス㈱　取締役（現任） のぞみ監査法人　代表社員（現任） Hamee㈱　監査役 ㈱Stand by C　取締役 ㈱Stand by C京都　代表取締役（現任） 大江戸温泉リート投資法人（現日本ホテル＆レジデンシャル投資法人）　監督役員（現任） ㈱ライトアップ　監査役 ㈱NHKビジネスクリエイト　社外監査役（現任） 当社　監査役（現任） ㈱NHKアート　社外監査役（現任） ㈱インフキュリオン・グループ（現㈱インフキュリオン）　社外監査役（現任） 税理士法人Stand by C　代表社員（現任） NE㈱　社外監査役(現任)	―

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者の品川広志氏及び本行隆之氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号の社外監査役候補者であります。当該候補者２名の社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって、９年６ヶ月、８年になります。なお、当社は、当該候補者２名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3.（1）品川広志氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスに係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映して頂けることを期待したためであります。

（2）本行隆之氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び上場企業多数社における監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を解決するための助言・提言を期待したためであります。

4. 当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各監査役候補者が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び兼職の状況		所有株式数 (株)
おおたけ　ゆうき 大嶽　雄輝 (1985年７月５日生)	2013年12月 2014年１月 2015年７月 2019年３月 2020年９月 2022年３月 2022年６月	弁護士登録 弁護士法人松尾綜合法律事務所 米国The Center for American and International Law 夏期講座修了 慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務修士（LL.M） 日本銀行政策委員会室法務課出向 同出向終了 大嶽総合法律事務所（現任）	―

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 大嶽雄輝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 大嶽雄輝氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しているためであります。

4. 大嶽雄輝氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5. 大嶽雄輝氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

6. 当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。大嶽雄輝氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれます。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都港区虎ノ門四丁目１番13号
Prime Terrace KAMIYACHO 2F



交通のご案内
東京メトロ日比谷線　「神谷町駅」 4b出口 徒歩２分
（お願い）
会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。